

## 鹿児島県総合教育会議運営要領

### (目的)

第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、鹿児島県総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (協議・調整事項)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について、協議及び調整を行う。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

### (会議)

第3条 会議は、知事が招集し、その座長となる。

- 2 会議の協議・調整事項については、知事が決定する。
- 3 会議の招集は、会議開催の日時、場所及び協議・調整事項をあらかじめ教育委員会に通知して行う。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

### (会議の公開)

第4条 会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる場合は、非公開とすることができる。

- (1) 個人の秘密を保つため必要があると認めるとき
- (2) 会議の公正が害されるおそれがあるとき
- (3) 公益上必要があると認めるとき

### (議事録)

第5条 知事は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを鹿児島県のホームページにおいて公表する。ただし、非公開事項を除く。

- 2 議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。
  - (1) 会議開催の日時及び場所
  - (2) 出席者の氏名
  - (3) 協議・調整事項及び議事の概要
  - (4) その他会議において必要と認めた事項

(庶務)

第6条 会議の庶務は、総務部学事法制課において処理する。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、知事が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成27年5月20日から施行する。